

株 主 各 位

証券コード 1433

2025年4月7日

(電子提供措置の開始日 2025年4月2日)

東京都江東区平野三丁目2番6号

ベ ス テ ラ 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 **本 田 豊**

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第52期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

[当社ウェブサイト] <https://www.besterra.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東証上場会社情報サービス] <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができます。その方法につきましては、2ページおよび3ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご参照のうえ、2025年4月23日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年4月24日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都江東区亀戸二丁目19番1号 亀戸文化センター カメラホール (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3 目的事項	報告事項 1. 第52期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第52期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 第4号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

以 上

● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

書面又はインターネットで議決権を行使される場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2025年4月23日（水曜日）
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2025年4月23日（水曜日）
午後6時入力分まで

ご出席いただける場合

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくと共に、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

開催日時

2025年4月24日（木曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 議決権行使書面において、各議案に賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

(3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。

(4) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

又、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から**当社の指定する議決権行使サイトにアクセス**いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使期限

2025年4月23日（水曜日）午後6時まで

※毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。

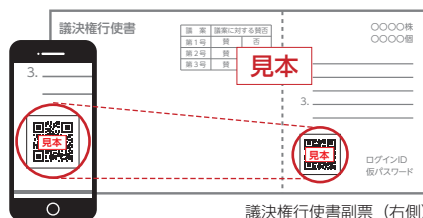
QRコードを読み取る方法

QRコードは株デンソーウェブの登録商標です。



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が**不要**です。



議決権行使書副票（右側）

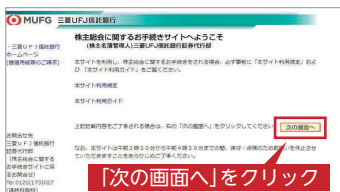
- 1 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
- 2 ログイン後は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



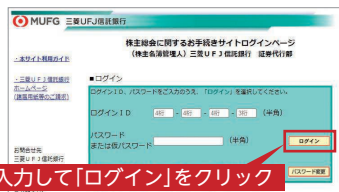
パソコンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



入力して「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）



0120-173-027

（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

<当日ご出席される株主様へ>

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<お知らせ>

株主総会に出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染症予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。株主総会会場において、スタッフはマスク着用など、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会終了後に引き続き、事業説明会を予定しております。

なお、お土産のご提供はございません。あらかじめご了承ください。

【第5 2期期末配当金のお支払いについて】

当社は、定款の規定により、2025年3月12日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき10円とし、効力発生日（支払開始日）を2025年4月8日とすることを決議しました。

2024年10月に1株につき10円の間配当金をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき20円となります。

第5 2期期末配当金関係書類は、この招集ご通知に同封しております。

■ 2025年1月31日現在500株以上を所有されている方にポイント贈呈させていただいております。
Webサイト「ベステラ・プレミアム優待倶楽部」にてポイントを商品に交換いただけます。

■ 「決議通知」は郵送せず、弊社ホームページに掲載する方法とさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く、以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	候補者属性	当社における現在の 地位および担当	在任年数 (本総会 終結時)	取締役会への 出席状況
1	よしの 吉野 佳秀	再任	代表取締役会長	51年2ヶ月	16回/17回 (94%)
2	ほんだ 本田 豊	再任	代表取締役社長	10年9ヶ月	17回/17回 (100%)
3	ちょう 長 泰治	再任	専務取締役 脱炭素事業推進部長	2年0ヶ月	17回/17回 (100%)
4	わか 若松 としき 俊樹	再任 社外 独立役員	社外取締役	4年0ヶ月	17回/17回 (100%)

候補者 番号	1	よしの 吉野 (生年月日 1941年5月17日)	よしひで 佳秀	取締役在任年数 (本総会終結時) 51年2ヶ月	取締役会への出席状況 (2025年1月期) 16回/17回(94%)	所有する 当社の株式数 105,900株
-----------	---	---------------------------------------	-------------------	-------------------------------	---	----------------------------



再任

〈略歴ならびに当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況〉

1960年	8月	吉野商店（現 ベステラ株式会社の前身）	入店
1974年	2月	当社設立	取締役
1976年	6月	当社	代表取締役社長
1992年	6月	当社	代表取締役会長
1996年	6月	当社	代表取締役社長
2020年	4月	当社	代表取締役会長（現任）
2020年	9月	リバーホールディングス株式会社（現 リバー株式会社）	社外取締役
2023年	4月	リバー株式会社	社外取締役（現任）

〈取締役候補者とした理由〉

吉野佳秀氏は1976年より当社の代表取締役を務めており、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者 番号	2	ほんだ 本田 (生年月日 1972年5月9日)	ゆたか 豊	取締役在任年数 (本総会終結時) 10年9ヶ月	取締役会への出席状況 (2025年1月期) 17回/17回(100%)	所有する 当社の株式数 27,000株
-----------	---	--------------------------------------	-----------------	-------------------------------	---	---------------------------



再任

〈略歴ならびに当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況〉

1996年	4月	東京急行電鉄株式会社（現 東急株式会社）	入社
2007年	11月	ビズネット株式会社	入社 企画部グループ長補佐
2008年	12月	エン・ジャパン株式会社	入社 管理本部経理グループマネージャー
2009年	9月	当社	入社
2014年	4月	当社	企画部長
2014年	7月	当社	取締役企画部長
2023年	2月	当社	代表取締役社長（現任）

〈取締役候補者とした理由〉

本田豊氏は企画部長を経て取締役企画部長を務め、経営管理部門および財務部門において、当社の事業活動に関し、豊富な経験と見識を有しております。また、2023年2月より代表取締役を務めていることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者 番号	3	ちよう やすはる 長 泰治 (生年月日 1977年12月21日)	取締役在任年数 (本総会終結時) 2年0ヶ月	取締役会への出席状況 (2025年1月期) 17回/17回(100%)	所有する 当社の株式数 167,400株
-----------	---	---	------------------------------	---	----------------------------



再任

〈略歴ならびに当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況〉

1997年	12月	当社	入社
2008年	5月	当社	事業本部技術営業部課長 兼 西日本事務所所長
2014年	10月	当社	事業本部技術営業部次長
2016年	10月	当社	事業本部工事部長
2019年	4月	当社	取締役事業本部工事部長
2020年	5月	当社	取締役事業本部長
2022年	5月	当社	執行役員事業本部長
2023年	2月	当社	専務執行役員事業本部長 兼 脱炭素事業推進部長
2023年	4月	当社	専務取締役事業本部長 兼 脱炭素事業推進部長
2024年	11月	当社	専務取締役 兼 脱炭素事業推進部長 (現任)

〈取締役候補者とした理由〉

長泰治氏は事業本部工事部長を経て事業本部長を務めており、工事部門において当社の事業活動および当社の事業領域の技術に関し豊富な経験と見識を有しており、2023年4月から専務取締役を務めていることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者 番号	4	わ かまつ と し き 若松 俊樹 (生年月日 1977年9月19日)	取締役在任年数 (本総会終結時) 4年0ヶ月	取締役会への出席状況 (2025年1月期) 17回/17回(100%)	所有する 当社の株式数 一 株
-----------	---	--	------------------------------	---	-----------------------



再任

社外

独立役員

〈略歴ならびに当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況〉

2005年	10月	第二東京弁護士会登録
2005年	10月	佐藤総合法律事務所 入所
2011年	6月	株式会社イワキ 監査役
2016年	6月	株式会社OrchestraHoldings 社外取締役 (現任)
2019年	3月	ニューラルポケット株式会社 (現 ニューラルグループ株式会社) 社外監査役
2019年	10月	Saltus法律事務所 開業 (現任)
2021年	4月	当社 社外取締役 (現任)
2024年	3月	ニューラルグループ株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〉

若松俊樹氏は㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。同氏は社外取締役および監査役として以外に会社経営に関与したことはございませんが、弁護士としての高い専門性を備え、他の事業会社の社外取締役および監査役を歴任された経験をお持ちです。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、客観的かつ法的見地からの監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 若松俊樹氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、若松俊樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、若松俊樹氏が再任された場合、当社は当該契約を継続いたします。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、各取締役候補者が選任された場合、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なおD&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。
5. 当社は、若松俊樹氏が取締役を選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 上記各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2025年1月31日現在のものです。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたします。本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における現在の地位および担当	在任年数 (本総会終結時)	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	込山雅弘	再任 社外 独立役員	社外取締役 常勤監査等委員	3年0ヶ月	17回/17回 (100%)	14回/14回 (100%)
2	村松高男	再任 社外 独立役員	社外取締役 監査等委員	2年0ヶ月 (*10年0ヶ月)	17回/17回 (100%)	14回/14回 (100%)
3	樋川加奈	新任 社外 独立役員		0年0ヶ月	0回/ 0回 (— %)	0回/ 0回 (— %)

*村松高男氏が取締役就任からの期間は2年ですが、監査等委員会設置会社に移行する以前の、監査役としての在任期間を合算すると、在任期間は10年となります。

候補者 番号	1	こみやま まさひろ 込山 雅弘 (生年月日 1952年5月11日)	取締役在任年数 (本総会終結時) 3年 0ヶ月	取締役会への出席状況 (2025年1月期) 17回/17回(100%)	監査等委員会への出席状況 (2025年1月期) 14回/14回(100%)	所有する 当社の株式数 — 株
-----------	---	--	-------------------------------	---	---	-----------------------



再任
社外
独立役員

〈略歴ならびに当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況〉

1975年	4月	日商岩井株式会社 (現双日株式会社) 入社
2002年	4月	同社 鉄鉱石部長
2006年	4月	双日株式会社 執行役員 エネルギー・金属資源部門長補佐 兼 金属資源本部長
2008年	4月	同社 常務執行役員 エネルギー・金属資源部門長補佐 兼 鉄鋼事業本部長
2009年	4月	同社 常務執行役員 経営企画部、IR部担当
2011年	4月	同社 常務執行役員 米州総支配人 兼 双日米国会社社長
2012年	4月	同社 常務執行役員 エネルギー・金属資源部門長
2014年	4月	同社 常務執行役員 海外業務担当
2016年	6月	株式会社JALUX 代表取締役社長
2019年	6月	双日株式会社 顧問
2020年	9月	株式会社源吉兆庵ホールディングス 執行役員
2022年	4月	当社 社外取締役
2023年	4月	当社 社外取締役常勤監査等委員 (現任)

〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〉

込山雅弘氏は㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
同氏は総合商社における長年に渡る多分野での経験、実績、見識を有し、幾つもの部門のトップを務めた経歴がございます。当社はその経験・能力を当社の監査に反映していただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。同氏が取締役役に就任してからの期間は3年ですが、監査等委員である取締役に就任してからの期間は2年となります。

候補者 番号	2	むらまつ たかお 村松 高男 (生年月日 1953年10月1日)	取締役在任年数 (本総会終結時) 2年 0ヶ月	取締役会への出席状況 (2025年1月期) 17回/17回(100%)	監査等委員会への出席状況 (2025年1月期) 14回/14回(100%)	所有する 当社の株式数 — 株
-----------	---	---	-------------------------------	---	---	-----------------------



再任
社外
独立役員

〈略歴ならびに当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況〉

1979年	4月	東京国税局 入局
1988年	4月	東京地方検察庁 特捜部主任捜査官
2003年	7月	渋谷税務署 副署長
2010年	7月	国税庁 首席監察官
2012年	7月	名古屋国税局 総務部長
2013年	6月	高松国税局 局長
2014年	10月	税理士 登録 村松高男税理士事務所 所長 (現任)
2015年	4月	当社 社外監査役
2016年	3月	セレンディップ・コンサルティング株式会社 社外監査役 (現任)
2016年	5月	イオンモール株式会社 社外監査役
2016年	6月	グロープライド株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2023年	4月	当社 社外取締役監査等委員 (現任)

〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〉

村松高男氏は㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。また、税理士の資格を有しており、企業会計および税務に関する専門的知見を当社の監査に反映していただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。同氏が取締役に就任してからの期間は2年ですが、監査等委員会設置会社に移行する以前の、監査役としての在任期間を合算すると、在任期間は10年となります。

候補者 番号	3	ひ かわ か な 樋川 加奈 (生年月日 1976年2月18日)	取締役在任年数 (本総会終結時) 0年 0ヶ月	取締役会への出席状況 (2025年1月期) 0回/ 0回(—%)	監査等委員会への出席状況 (2025年1月期) 0回/ 0回(—%)	所有する 当社の株式数 — 株
-----------	---	--	-------------------------------	--	--	-----------------------



〈略歴ならびに当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況〉

1999年	10月	中央監査法人 入所
2004年	4月	公認会計士登録
2007年	7月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
2017年	4月	樋川公認会計士事務所 所長（現任）
2022年	7月	独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 監事（非常勤）（現任）
2024年	6月	わかもと製薬株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

新任
社外
独立役員

〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〉

樋川加奈氏は㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。同氏は社外取締役（監査等委員）等として以外に会社経営に関与したことはございませんが、公認会計士としての高い専門性を備え、他の事業会社の社外役員をされた経験をお持ちです。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、公認会計士としての専門的知見と幅広い見識を当社の監査に反映していただきたいため、新たに、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者樋川加奈氏の戸籍上の氏名は、郡司加奈であります。
3. 込山雅弘氏、村松高男氏および樋川加奈氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、込山雅弘氏、村松高男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており込山雅弘氏、村松高男氏が再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。また、樋川加奈氏が選任された場合は同等の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D＆O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、当社取締役、業務執行役員、子会社役員および管理職従業員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なおD＆O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD＆O保険の被保険者となる予定であります。D＆O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会にて決議のうえ、これを更新する予定であります。
6. 当社は、込山雅弘氏、村松高男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、樋川加奈氏が選任された場合当社は独立役員として届出をする予定であります。
7. 上記各監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数は、2025年1月31日現在のものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2023年4月27日開催の当社第50期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.36%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.56%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案及び第4号議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告に記載の「取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」につき、本議案（ご参考 2）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名（うち社外取締役2名）であり第1号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名（うち社外取締役1名）となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京

証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数32,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到

来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考 1)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員（委任型執行役員を除く）及び当社子会社の代表取締役（当社グループ内で従業員として兼務する者を除く）に対し、割り当てる予定です。

(ご参考 2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 [本株主総会終結後に2025年4月24日臨時取締役会にて改定予定]

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という)を2025年4月24日に取締役会決議により定めており、その概要は下記1.～4.のとおりです。

1. 個人別の報酬等のうち、

ア 業績連動報酬について指標・内容・額または算定方法

→業績連動報酬なし

イ 非金銭報酬の内容・額（数）または算定方法

→年額30百万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

割り当てる譲渡制限付株式数は年間32,000株を上限とする

割当は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定する

ウ 確定額報酬の額または算定方法

→役員報酬確定総額については、当該期の業績や事業展開を勘案して算定し、毎年4月開催の取締役会にて役員報酬確定総額を決定する

2. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

→1.ウおよび3.により個人別年額を決定し毎月現金で支払う

→1.イにより毎年譲渡制限付株式を割当てる

3. 報酬等の内容の決定を取締役その他の第三者に委任する場合の決定方法

→総額の中での個人別金額の決定は役位・貢献度・在任期間・業績等を勘案したうえで代表取締役社長に委任する

4. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

→特になし

② 取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2023年4月27日開催の第50期定時株主総会にて年額200百万円以内と決議されております（うち社外取締役分は年額50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年4月27日開催の第50期定時株主総会にて年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長本田豊が取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

当社取締役会が、代表取締役社長に対して当該権限の委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役が担当する業務や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると考えたためです。

④ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の決定方針および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

第4号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴う 役員退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、2025年3月12日開催の当社取締役会において、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が承認可決されることを条件として、本株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」および第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認可決されることを条件として再任予定の取締役のうち3名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金の打ち切り支給をいたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く）については当社取締役会に、監査等委員である取締役につきましては監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

本議案および第3号議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告に記載の「取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」につき、第3号議案（ご参考 2）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

役員退職慰労金打ち切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

《 略 歴 》

氏名	略歴	
本田 豊	2014年7月	取締役 企画部長
	2023年2月	代表取締役 社長（現任）
氏名	略歴	
長 泰治	2023年4月	専務取締役事業本部長
	2024年10月	専務取締役（現任）
氏名	略歴	
込山 雅弘	2022年4月	社外取締役
	2023年4月	社外取締役常勤監査等委員（現任）

以上

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査等委員（予定）のスキル

●担当/属性 ◎主スキル ○副スキル

当社における 地位	氏名	業務執行	監督機能	属性	企業経営 事業戦略	事業推進 営業・工事	技術開発 IT・DX	組織・人材	財務・会計 税務	法務・リスク ガバナンス	SDGs ESG・環境
代表取締役会長	吉野 佳秀	●			◎		◎	○			○
代表取締役社長	本田 豊	●			◎			◎	○	○	
専務取締役	長 泰治	●			○	◎	◎				○
社外取締役	若松 俊樹		●	独立						◎	○
社外取締役 常勤監査等委員	込山 雅弘		●	独立	◎			◎	○	○	
社外取締役 監査等委員	村松 高男		●	独立					◎	○	○
社外取締役 監査等委員	樋川 加奈		●	独立				○	◎		○

各項目の選定理由

スキル項目	選定理由
業務執行	会社のビジョンや目標を実現するために業務を執行する責任を持つ取締役には、その目標を明確にし、効果的な計画や戦略を策定し実行する能力が求められる。また、各社員にビジョンや目標を共有し、適切なコミュニケーションを通じてモチベーションを向上させることで、組織全体のパフォーマンス向上を実現するリーダーシップが必要である。
監督機能	取締役は、会社の活動が法に適合していることを監督する責任を有しているため、法的リスクやコンプライアンスを管理し、会社の評判や信頼性を見極め、法的なトラブルを回避する能力が必要である。
企業経営 事業戦略	企業の成長促進と競争力維持・向上のために適切な事業戦略を立て、同時にリスク管理に対応する能力が必要である。限られた資源を最適に活用した経営を行うこと、ステークホルダーとの関係管理を行う能力が必要である。
事業推進 営業・工事	営業力の向上により新たな顧客を獲得し、既存顧客との関係を強化すること、顧客の要求に応えることができる工事の計画、効率的な実施、品質を管理し、顧客満足の向上に寄与する能力が必要である。
技術開発 IT・DX	デジタル技術の活用が不可欠である現在のビジネス環境においては、デジタル戦略の立案が必要となる。DXを推進し、新たなビジネスモデルの開発等に繋げるべくデジタル戦略の立案・実行・管理を実施する能力が必要である。
組織・人材	企業の最も重要な資源である人材の育成や評価、キャリア開発を適切に実施し、各人材の能力を向上させ組織の発展に寄与する能力が必要である。また、社員のパフォーマンス向上のため、良好な組織文化を醸成し、働きやすい環境を作り上げる能力が必要である。
財務・会計 税務	経営判断の基となる財務情報の適正性を確保し、税務のコンプライアンスを遵守するようリスク管理に対応する能力が必要である。適切な財務報告や透明性のある会計処理を確保し、ステークホルダーの信頼に寄与することが必要となる。
法務・リスク ガバナンス	法的規制や法令遵守の監視、法務リスクの評価、法的問題の解決策の策定等を行い、企業の法的リスクを最小化する能力が必要である。また、企業の透明性や健全性の維持等に努め、コーポレートガバナンスの強化に寄与する能力が必要である。
SDGs・ESG 環境	SDGsやESG、環境に関する取組みは、企業が社会的責任を果たすために重要な事項であり、経営者にはこれらの視点から戦略や方針を策定する能力が必要である。さらに、これらに対する取組みは新たなビジネスモデルや製品、サービスに繋がる可能性もあることから、市場のニーズやトレンドに対応し、市場での競争力を高める能力が必要である。

事業報告 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用や所得の改善に伴う個人消費の増加により、緩やかな回復基調が続いた一方で、「急速な物価上昇」と「金利ある世界」という長年にわたり経験してこなかった状況にあります。また、慢性的な人手不足は解消しておりません。海外経済においては、「国際情勢の不安定さに起因する輸出入コスト上昇およびエネルギーコストの高止まり」や「各地で発生した自然災害」など多くの消費マインドのマイナス要因が現存しています。そうした国内外の諸問題に伴う資源・材料の価格高騰など、依然として先行き不透明な経済状況が続くものと想定しております。

そのような状況の中、当社グループの属する解体・メンテナンス業界では、各種産業における構造見直しによる余剰設備の解体需要が減退することなく推移しており、さらに低炭素社会の実現を目指すエネルギーミックス政策（再生可能エネルギーの割合増加と化石燃料の削減）により、一層の解体案件増が予想されます。一方で、労務費の上昇や燃料・資材価格の高騰などの流れは止まらず、楽観を許さない状況が続いております。当社グループでは、環境問題に対する社会的な関心が高まる中、脱炭素事業への注力、解体によって生じる特殊材料のリサイクル、環境負荷を抑えた独自の工法による施工など、環境保護の立場に立った事業を展開しております。

このような状況のもと、当連結会計年度の経営成績につきましては、前連結会計年度に受注した長期大型工事を含む潤沢な受注残と良好な受注環境および好調な人員採用による組織体制強化によりプラント解体工事の施工が好調に推移した結果、売上高は10,897,474千円(前年同期比16.0%増)となりました。利益面におきましては、連結子会社において業績が低調に推移したものの、本業であるプラント解体業において工法や工程管理の工夫により工期短縮に努める等収益力の向上に取り組んだことにより大幅な増収となり、営業利益は373,633千円(前年同期比51.3%増)、経常利益は592,069千円(前年同期比45.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は409,806千円(前年同期比77.3%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

[解体・メンテナンス事業]

解体・メンテナンス事業は、前連結会計年度に受注した長期大型工事を含む潤沢な受注残と良好な受注環境および好調な人員採用による組織体制強化によりプラント解体工事の施工が好調に推移した結果、完成工事高は10,595,014千円(前年同期比16.0%増)となりました。

[その他]

その他は、主に人材サービス事業で構成されております。人材サービス事業については、営業先の拡大及び派遣人員の順調な増加により、兼業事業売上高は302,459千円(前年同期比17.2%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は39,402千円であります。

その主なものは、天井クレーン計測ロボット「診レール」の現行機増産25,040千円、子会社本社移転費用9,358千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、該当事項はございません。

(2) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

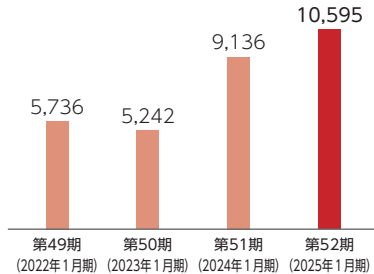
② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社ヒロ・エンジニアリング	27,500,000円	100.00%	労働者派遣事業
3Dビジュアル株式会社	27,500,000円	100.00%	設計業務等
株式会社矢澤	1,000,000円	100.00%	アスベスト対策工事
オダコーポレーション株式会社	50,000,000円	100.00%	建設事業 プラントメンテナンス
株式会社TOKEN	50,000,000円	オダコーポレーション 100.00%	マンション等 大規模修繕工事業

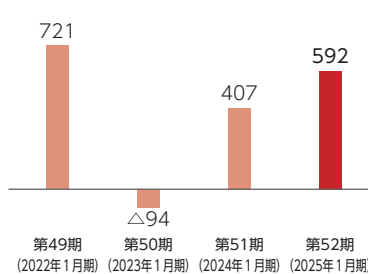
(3) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

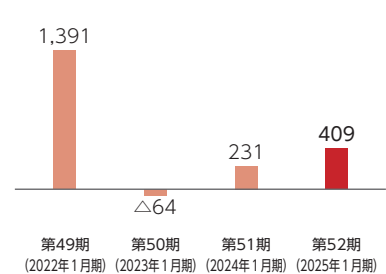
完成工事高 (単位：百万円)



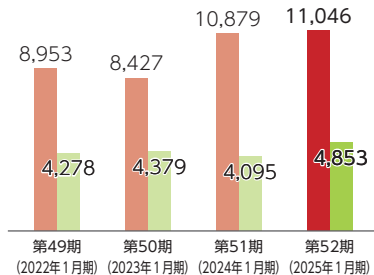
経常利益又は経常損失 (単位：百万円)



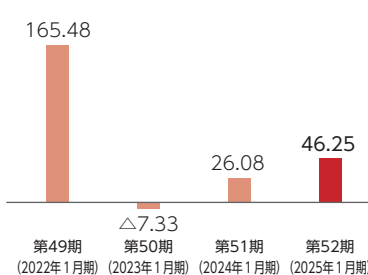
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (単位：百万円)



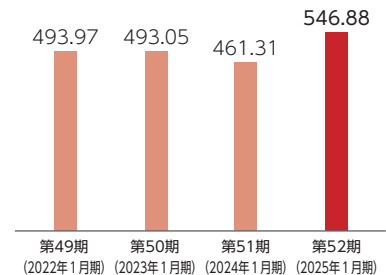
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は当期純損失 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)

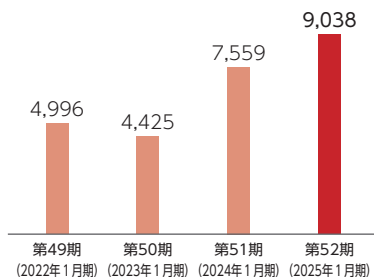


		第49期 (2022年1月期)	第50期 (2023年1月期)	第51期 (2024年1月期)	第52期 (当連結会計年度) (2025年1月期)
受注工事高	(千円)	4,785,596	7,000,395	12,871,719	10,705,327
次期繰越工事高	(千円)	1,594,122	3,352,081	7,087,069	7,197,382
完成工事高	(千円)	5,736,886	5,242,436	9,136,731	10,595,014
兼業事業売上高	(千円)	229,996	216,292	258,096	302,459
経常利益又は経常損失	(千円)	721,265	△94,823	407,626	592,069
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失	(千円)	1,391,770	△64,357	231,122	409,806
1株当たり当期純利益又は当期純損失	(円)	165.48	△7.33	26.08	46.25
総資産	(千円)	8,953,212	8,427,659	10,879,242	11,046,511
純資産	(千円)	4,278,461	4,379,118	4,095,265	4,853,556
1株当たり純資産額	(円)	493.97	493.05	461.31	546.88

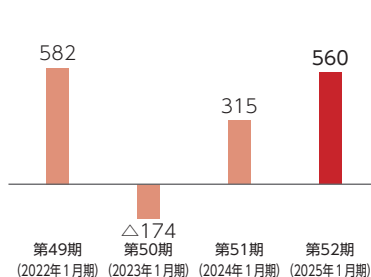
(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

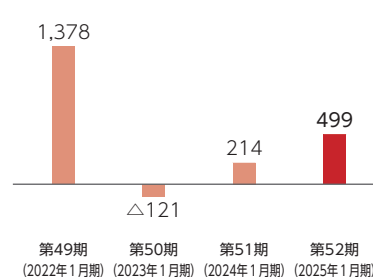
完成工事高 (単位：百万円)



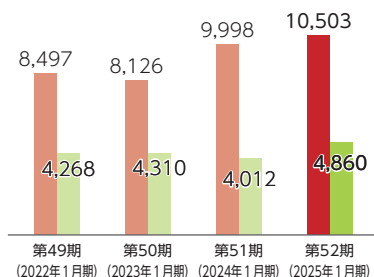
経常利益又は経常損失 (単位：百万円)



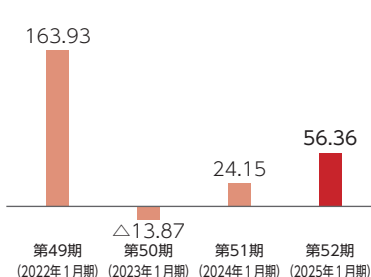
当期純利益又は当期純損失 (単位：百万円)



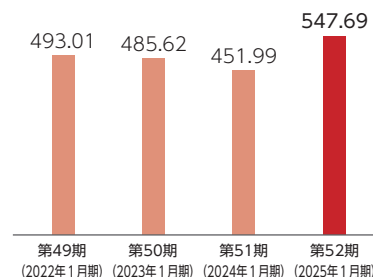
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は当期純損失 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第49期 (2022年1月期)	第50期 (2023年1月期)	第51期 (2024年1月期)	第52期 (当事業年度) (2025年1月期)
完成工事高	(千円)	4,996,890	4,425,774	7,559,563	9,038,272
兼業事業売上高	(千円)	67,989	25,097	8,142	31,513
経常利益又は経常損失	(千円)	582,086	△174,372	315,193	560,250
当期純利益又は当期純損失	(千円)	1,378,761	△121,815	214,024	499,385
1株当たり当期純利益又は当期純損失	(円)	163.93	△13.87	24.15	56.36
総資産	(千円)	8,497,817	8,126,260	9,998,633	10,503,144
純資産	(千円)	4,268,411	4,310,728	4,012,728	4,860,685
1株当たり純資産額	(円)	493.01	485.62	451.99	547.69

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(4) 対処すべき課題

① 会社経営の基本方針

当社は「柔軟な発想と創造性、それを活かした技術力により地球環境に貢献します」との企業理念を掲げております。プラント解体業界におけるリーディングカンパニーとして、顧客のニーズを的確かつ先見的に把握し、革新的な提案を行っていくことで環境関連企業として社会に貢献していくことを経営の基本方針としております。

② 目標とする経営指標

当社は企業価値の向上を目指すにあたり、売上高、営業利益、ROE(株主資本当期純利益率)を重要な経営指標としております。

2026年1月期を最終年度とする「脱炭素アクションプラン2025」を策定し、売上高130億円以上(120億円から上方修正)、営業利益12億円以上、ROE13%以上の達成に向け全力を傾注してまいります。

③ 中長期的な会社の経営戦略

2024年1月期から2026年1月期を期間とする「脱炭素アクションプラン2025」を策定いたしました。

当社は事業環境の変化を機会と捉え、脱炭素経営を推進し、企業風土を改革することにより、収益力の向上を図るとともに、本期間を“新たな成長への転換点”と位置づけます。

④ 脱炭素アクションプラン2025

「脱炭素経営と企業風土の変革による収益力の向上」を基本方針とし、国内・業界内の事業環境の変化を考慮したうえで脱炭素経営を推進し、企業価値・ブランドの向上を実現します。2023年2月に新組織「脱炭素事業推進部」を設立し、下記の3つの重点戦略を実施してまいります。

重点戦略① 脱炭素解体ソリューション ※「脱炭素解体」はベステラ株式会社の登録商標であります。

- 工法によるイノベーション [工期、コスト、安全性に優れ、競合優位性の高い解体工事の提供]
 - ・転倒工法 高所作業が減らせるほか作業員安全性+短工期
→鉄塔・煙突・発電用風力設備(風車)・その他塔状設備(熱風炉など)
 - ・無火気工法 バンドソー・丸鋸などによる溶断によらない金属構造物の解体
→火気使用制限の現場、有害物質含む解体現場(ex.PCB含有トランス解体)
 - ・土壌汚染対策工事 施設の更新・廃止時に(土壌汚染対策法)
→土壌汚染の無害化

- ・有害物質の適正処理 有害物質を分離・無害化
→PCB含有塗膜剥離
→アスベスト（関連法令改正によって対策を強化する必要）

重点戦略② DXプラントソリューション

■IT活用によるイノベーション [独自のノウハウ×最新技術で新しいサービスを創造]

- ・3D・点群データ →3Dスキャンによるデータ化、3Dモデリング
- ・遠隔・無人化施工 →人とロボットの協働施工を解体現場へ
- ・図面のAI読み込み →図面情報取得のAI化・効率化
- ・ロボット開発 →天井クレーン計測ロボット 実地試験を経て、改良・新機種開発
- ・ソフトウェア開発 →CADのアドオンソフト開発

重点戦略③ 人事戦略

■さらなるイノベーションを生み出す土台 [従業員エンゲージメントの高い企業風土への改革]

- ・HRトランスフォーメーション →企業風土の変革
- ・採用の強化 →施策（表彰制度、評価・報酬システム、安心して長く働ける環境整備）
- ・教育プログラムの確立 →将来像（監督人員の積極採用）、ダイバージェンス推進（女性の採用拡大）
- ・ナレッジマネジメント →社内技術・知識を組織の知恵として可視化

(5) 主要な事業内容 (2025年1月31日現在)

事業区分	事業内容
解体工事業	鉄鋼・電力・ガス・石油等のあらゆるプラントの解体、および、その他解体工事
メンテナンス工事業	プラントメンテナンス、および、マンション等の大規模修繕工事
3D計測サービス	3Dスキャナによる立体計測、点群データモデリングサービス
人材サービス	人材派遣、人材紹介、人事事務代行、教育・研修サービス

(6) 主要な事業所および工場 (2025年1月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都江東区
千葉事務所	千葉県市原市
京浜事務所	神奈川県川崎市
西日本事務所	広島県福山市
九州事務所	福岡県北九州市

(7) 使用人の状況 (2025年1月31日現在)

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
解体・メンテナンス事業	183 (14) 名	30 名増 (3名増)
その他	25 (14)	2 名増 (3名減)
本社 (共通)	20 (2)	1 名増 (1名増)
計	228 (30)	33 名増 (1名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年1月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	2,015,000千円
株式会社りそな銀行	1,062,960千円
株式会社みずほ銀行	400,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2025年1月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	21,600,000株
(2) 発行済株式の総数	8,990,200株
(3) 株主数	7,930名
(4) 大株主	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
吉野炳樹	1,286,000	14.51
TERRA・ESHINO株式会社	1,203,300	13.58
長泰治	167,400	1.89
清板大亮	160,800	1.81
五代俊昭	160,000	1.81
木村勇	155,000	1.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	127,600	1.44
塚本かや	108,000	1.22
吉野佳秀	105,900	1.20
小坂幹博	90,000	1.02

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式129,035株を保有しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

行使価額修正条項付第10回新株予約権(2021年2月5日発行)	
決議年月日	2021年1月20日
新株予約権の数(個)※	5,100(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)※	普通株式 510,000 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	当初行使価格1,985 (注) 4
新株予約権の行使期間※	2021年2月8日～2026年2月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)※	(注) 5
新株予約権の行使の条件※	本新株予約権の一部行使はできないものとする
新株予約権の譲渡に関する事項※	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※新株予約権の発行時(2021年2月5日)における内容を記載しております。

(注) 1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

1. 本新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権の目的となる株式の種類および総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)510,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。))は100株)で確定しており、株価の上昇または下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。))が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇または下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加または減少する。

2. 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなり、修正がなされた日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分または取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注記第6項に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

3. 行使価額の修正頻度

行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。

4. 行使価額の上限

行使価額は2,801円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に準じて調整を受ける。)(以下、本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において「上限行使価額」という。))を上回らないものとする。本欄第2項に基づく計算によると修正後の行使価額が上限行使価額を上回ることとなる場合、行使価額は上限行使価額とする。

5. 行使価額の下限

行使価額は発行日から4か年経過満了日に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)の65%(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に準じて調整を受ける。)(以下、本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において「下限行使価額」という。))を下回らないものとする。本欄第2項に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

6. 割当株式数の上限

510,000株

但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。

7. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第5項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

1,019,898,000円(但し、本新株予約権は下限行使価額が未定のため当初行使価額で計算。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

8. 当社の請求による本新株予約権の取得

本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部または一部を取得することを可能とする条項が設けられている。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

1. 本新株予約権の目的となる株式の種類および総数は、当社普通株式510,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において「割当株式数」という。))は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当てまたは併合(以下「株式分割等」と総称する。))を行う場合には、割当

株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

4. 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数ならびにその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において「行使価額」という。)は、当初1,985円(以下、本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正および第4項に定める調整を受ける。

3. 行使価額の修正

- (1) 本新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなり、修正がなされた日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。
- (2) 行使価額は上限行使価額を上回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が上限行使価額を上回ることとなる場合、行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 行使価額は下限行使価額を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合または変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式(以下、本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員および従業員ならびに当社子会社の役員および従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行または処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、および会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、またはかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行または付与する場合(但し、当社の役員および従業員ならびに当社子会社の役員および従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降または(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、当該取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \left(\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \right) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位

- まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、会社分割、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき(上限行使価額、下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨およびその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の上限行使価額、下限行使価額を含む。)ならびにその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額
- 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
 - 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況

(2025年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉野 佳秀	リバー株式会社 社外取締役
代表取締役社長	本田 豊	
専務取締役	長 泰治	脱炭素事業推進部長
取締役	鈴木 孝雄	TREホールディングス株式会社 取締役 リバー株式会社 取締役会長
取締役	若松 俊樹	Saltus法律事務所 所長 株式会社OrchestraHoldings 社外取締役 ニューラルグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役 (常勤監査等委員)	込山 雅弘	
取締役 (監査等委員)	村松 高男	村松高男税理士事務所 所長 セレンディップ・コンサルティング株式会社 社外監査役 グロープライド株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	福島 保	

- (注) 1. 取締役鈴木孝雄氏、若松俊樹氏、込山雅弘氏、村松高男氏および福島保氏は、社外取締役であります。
2. 当社は常勤の監査等委員に込山雅弘氏を選定しております。
常勤の監査等委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査等委員全員と共有することで監査の実効性を確保しております。
3. 監査等委員村松高男氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査等委員村松高男氏は、税理士の資格を有しており、長年の経験があります。
4. 当社は、取締役鈴木孝雄氏、若松俊樹氏、込山雅弘氏、村松高男氏および福島保氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

該当事項はありません。

② 退任

該当事項はありません。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

日付	会社における地位	氏名	新担当	旧担当
2024年11月1日	専務取締役	長 泰治	脱炭素事業推進部長	事業本部長 兼 脱炭素事業推進部長

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を2021年2月15日に取締役会決議により定めており、その概要は下記1.～4.のとおりです。

1. 個人別の報酬等のうち、

ア 業績連動報酬について指標・内容・額または算定方法

→業績連動報酬なし

イ 非金銭報酬の内容・額（数）または算定方法

→「決定方針では考慮しない」（支給する際に再考する）

ウ 確定額報酬の額または算定方法

→役員報酬確定総額については、当該期の業績や事業展開を勘案して算定し、毎年4月開催の取締役会にて役員報酬確定総額を決定する

エ アイウの構成比率の決定に関する方針

→確定額報酬100%である

2. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

→1.ウおよび3.により個人別年額を決定し毎月現金で支払う

3. 報酬等の内容の決定を取締役その他の第三者に委任する場合の決定方法

→総額の中での個人別金額の決定は役位・貢献度・在任期間・業績等を勘案したうえで代表取締役社長に委任する

4. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

→特になし

② **取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2023年4月27日開催の第50期定時株主総会にて年額200百万円以内と決議されております（うち社外取締役分は年額50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年4月27日開催の第50期定時株主総会にて年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）です。

③ **取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項**

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長本田豊が取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

当社取締役会が、代表取締役社長に対して当該権限の委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役が担当する業務や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると考えたためです。

④ **個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由**

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の決定方針および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		
			確定額報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 (2)	79,605 (4,800)	79,605 (4,800)	—	—
取締役(監査等委員) （うち社外取締役）	3 (3)	15,000 (15,000)	15,000 (15,000)	—	—
合 計 （うち社外取締役）	8 (5)	94,605 (19,800)	94,605 (19,800)	—	—

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、当事業年度の役員賞与が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
3. 2023年4月27日開催の第50期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議いただいております。
4. 2023年4月27日開催の第50期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D＆O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、当社取締役、業務執行役員、子会社役員および管理職従業員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なおD＆O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 取締役鈴木孝雄氏は、リバー株式会社代表取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。また同氏は、TREホールディングス株式会社取締役であります。TREホールディングス株式会社と当社は株式を所有し配当を受け取る関係であります。
- 取締役若松俊樹氏は、Saltus法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また同氏は株式会社OrchestraHoldings社外取締役、ニューラルグループ株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役（監査等委員）村松高男氏は、村松高男税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、同氏はセレンディップ・コンサルティング株式会社社外監査役、グローブライド株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況等
取締役 鈴木孝雄	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、経営者としての長年の経験に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、2024年9月まで任意の指名・報酬委員会の議長を務めております。
取締役 若松俊樹	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、弁護士として法的見地から、また、他の事業会社の社外取締役・監査役としての経験に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、2024年9月まで任意の指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役 込山雅弘 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。事業会社での長年の経験に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また常勤監査等委員としての職務を適切に遂行しており、監査の実効性の確保、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に貢献しております。 また、2024年9月から任意の指名・報酬委員会の議長を務めております。
取締役 村松高男 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。 また、2024年9月から任意の指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役 福島保 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。当社の属する業界での幅広い経験と広範囲な知識に基づき、適宜必要な発言を行っております。また監査等委員としての職務を適切に遂行しており、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に貢献しております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項および第3項に定める同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、2023年4月27日付けで監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性、効率性の向上などコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存続していくためには、コンプライアンスの周知徹底が不可欠であると深く認識しており、全ての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めます。

- ①取締役会は、法令および定款で定められた事項および経営に関する重要事項につき、十分に審議した上で意思決定を行うとともに、職務執行する取締役に対し、その執行状況等に係る報告を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督します。
- ②監査等委員は、取締役会の他重要な意思決定の過程および職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役および使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、監査等委員会は必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講じます。
- ③常務会は、定期的開催し、取締役および幹部社員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行います。
- ④内部監査部門として社長室を設定し、定期監査とともに必要に応じて任意監査を実施して、日常の職務執行状況を把握し、その改善を図ります。
- ⑤コンプライアンス体制の維持のため、弁護士および監査法人等の外部専門家と密に連携を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、管理基準および管理体制を整備し、法令および「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を最も重要な経営課題の1つと位置づけ、当社固有のリスクを充分認識したうえで、危険の大小や発生可能性に応じて、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行っております。

- ①全社的なリスクの監視および全社的な対応は企画部が行います。
- ②各部門の担当業務におけるリスクは、当該部長が責任者となり、企画部と共同でマニュアル等の整備および

徹底、ならびに必要な教育を行います。

- ③取締役ならびに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議を行ったうえ、適切な対策を決定し、実施します。
- ④内部監査担当部署は、リスク管理の状況についても監査を実施します。
- ⑤新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取ります。
- ⑥不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家を利用し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保しております。

- ①取締役会は、中期事業計画および各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行します。
- ②「組織規程」「業務分掌規程」および「決裁権限規程」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲します。取締役は、職務執行の進捗状況等を取締役会および常務会で報告します。
- ③取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行います。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を制定しており、親会社の承認事項、親会社への報告事項を定めております。規程に従って、親会社の取締役会の承認を得る、または親会社の取締役会に報告することによって、企業集団全体で内部統制の徹底を図ります。

(6) 監査等委員会の職務の執行のため必要な体制

① 監査等委員会の職務を補助する体制

・当社は、監査等委員会と内部監査部門である社長室は、常に連携できる体制にあるため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いていませんが、監査等委員会からその使用人の設置を求められた場合は、監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて設置します。

・当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査等委員会の下にあり、その人事上の取扱いは監査等委員会と協議して行います。

② 監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社は、監査等委員が常務会その他主要な会議等に参加し、重要な決定や報告を把握できる体制を整備します。
- ・当社及びグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、従業員は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告します。
- ・当社及びグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、従業員は、監査等委員会から職務の執行に必要な事項に関して報告を求められた場合は、速やかに応じます。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会に上記の報告を行った者が、それにより不利な取扱いを受けないように適切に対応します。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査等委員会監査基準」において、内部監査部門である社長室と監査等委員会が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保しています。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員は、積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。

さらに、監査等委員会に対して、監査にかかる諸費用について、監査の実効性が担保出来る予算を確保します。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- ①反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、組織として、毅然とした姿勢で対応します。
- ②反社会的勢力による不当要求に備えて、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。
- ③反社会的勢力排除に向けた社会的責任および企業防衛の重要性を充分認識し、反社会的勢力との関係を遮断した事業運営を行います。
- ④反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で拒絶します。
- ⑤いかなる理由があっても、事実を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
- ⑥反社会的勢力に対する資金提供は絶対に行いません。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの構築を行っており、その体制を整備し運用を行っております。

当年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

取締役会を17回開催し、法令および定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受けました。業務執行状況において継続的に経営上のリスクを抽出したうえで対応策の検討を行っております。それらを踏まえ、必要に応じて業務または規程の見直しを行い、内部統制システムの実効性向上を図っております。

監査等委員会を14回開催し、業務処理の適切性、法令遵守の状況については、監査等委員会と社長室が連携し、計画的に実施する内部監査活動により検証しております。

社長室の行う計画的内部監査は、当社全拠点を対象に実施されており、監査結果については内部監査報告書として代表取締役に対し報告を行っております。

また、監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会に出席し、取締役や従業員から職務執行の状況の聴取、決裁書類等の閲覧等の方法により取締役の業務執行の監査を行っております。その検証結果は監査等委員会において情報共有し、必要に応じて取締役会に報告しております。

7 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はございません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の1つと位置づけております。

当社は、将来に向けての事業展開に伴う設備等の成長投資を推進し、事業基盤を強化するとともに、企業価値向上のための必要な内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績、その他の経営全般を総合的に判断したうえ、毎事業年度において継続的に配当をしていくことを基本方針としております。

この方針と業績とを総合的に勘案し、当期の期末普通配当は1株当たり10円とさせていただきます。その結果、当期の年間配当金につきましては、中間配当1株当たり10円と合わせて1株当たり20円となります。

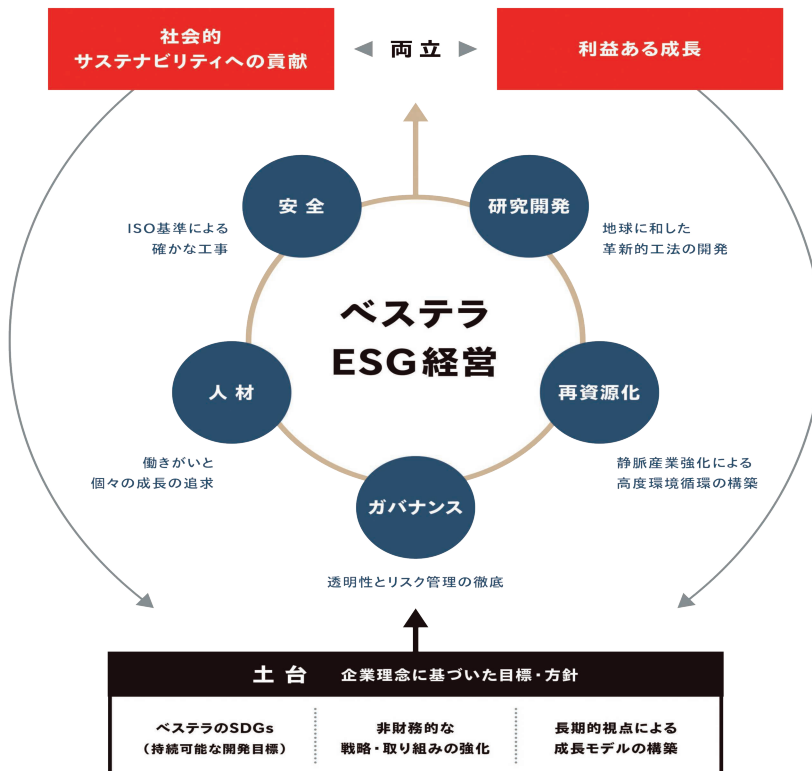
9 サステナビリティ

【 BEST + TERRA 】 最高の地球

当社は地球にベストな答えを導き出すという想いが社名の由来となっております。

そのため持続可能な社会の実現という目標が注目されるようになる以前より、当社では環境に対する取組みに力を入れてきました。その中で培ってきた「考える力」と「独創の技術」を活かし、SDGsの達成に貢献するべく、様々な課題に対する具体的答えを出していきたいと考えています。

当社は壊すことが仕事です。壊すことは新しい何かを生み出すことでもあります。ただ壊すのではなく、人と地球にやさしいサステナブルな解体を提供することを志しております。



SDGsへの取り組み

テーマ	具体的戦略	関連項目
技術革新 への取組み	革新的な解体技術の提供により地球環境に貢献します。 ・老朽化した社会インフラに対して革新的な解体技術を提供 ・低炭素社会に向けて、安心・安全な解体技術を提供し、地球環境に貢献 ・3D技術の活用により、解体のプロとして高い解体技術を提供	  
ダイバーシティ への取組み	働きがいのある職場環境を整備します。 ・社員一人ひとりが未来にやりがいと誇りが持てる会社を目指す ・多様性を尊重し、公平な環境の充実を図る ・能力を最大限発揮できる平等な教育環境の整備を進める	   
環境資源保護 への取組み	高度循環型社会を実現し、持続可能な社会の構築に貢献します。 ・有害物、汚染物質の適切な廃棄、無害化技術を提供 ・高付加価値の循環ビジネスを構築し、高いレベルの生産性向上を目指す ・地域社会との共存による、未来の地球環境の発展に寄与する	  
パートナー シップ構築 への取組み	持続可能な社会の構築に向けた、パートナーシップを構築します。 ・あらゆる垣根を越えた高い目標の未来型パートナーシップ構築を目指す ・公平、公正な企業間パートナーシップの推進を目指す ・高度循環型社会に新たな技術、知識、知見を提供し目標達成を目指す	 

脱炭素解体[®]

脱炭素が「壊し」を変えた。

「リング皮むき工法[®]」に代表される当社の工法は、どれも省エネ工法。

それは、排出する二酸化炭素「CO₂」が少なく済むということ。

「つくる」会社が脱炭素を目指すように、「壊す」会社も当然、脱炭素を目指すべきだという考えから、つねに環境負荷を低減させる工法を模索しています。

たとえば、「大きなクレーンより小さなクレーン」を使用する。

たとえば、「火力などの高温度を使用する工法より、電力を使用する低温度の工法」を採用する。

ベステラは排出するCO₂に着目し、省エネ工法による「脱炭素解体[®]」を実践しています。

リング皮むき工法

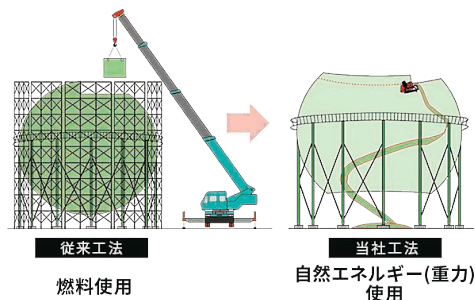
ガスホルダーや石油タンク等の球形貯槽の解体において、リングの皮をむいていくように、外郭天井部の中心から渦巻状に切断する工法

3point

工期
約65%
短縮

CO₂排出量
約50%
削減

コスト
約65%
削減



転倒工法

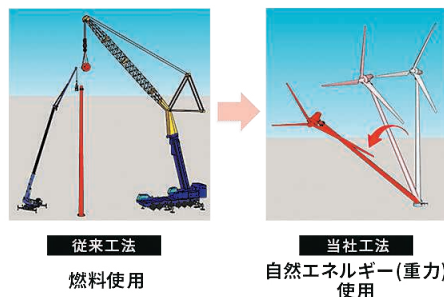
風力発電設備において、タワー基礎部（コンクリート部分）を切断し、転倒する工法。転倒軸が明確なため、転倒方向の正確なコントロールが可能

3point

工期
約10%
短縮

CO₂排出量
約40%
削減

コスト
約45%
削減



連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,130,366	流 動 負 債	5,293,229
現金及び預金	1,599,484	工事未払金等	1,185,865
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産等	5,137,190	短期借入金	3,000,000
未成工事支出金	56,117	1年内返済予定の長期借入金	79,260
未収還付法人税等	12,149	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	50,000
その他	330,644	未払法人税等	369,697
貸倒引当金	△5,219	工事損失引当金	1,733
固 定 資 産	3,916,144	株主優待引当金	70,908
有 形 固 定 資 産	316,450	その他	535,765
建物及び構築物	202,223	固 定 負 債	899,725
機械・運搬具及び工具器具備品	194,793	長期借入金	622,844
土地	165,745	退職給付に係る負債	76,857
建設仮勘定	463	繰延税金負債	175,846
減価償却累計額	△246,775	役員退職慰労引当金	14,034
無 形 固 定 資 産	125,848	その他	10,143
のれん	116,256	負 債 合 計	6,192,955
その他	9,592	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,473,846	株 主 資 本	4,770,009
投資有価証券	3,403,448	資 本 金	843,176
繰延税金資産	561	資本剰余金	803,214
その他	70,676	利益剰余金	3,323,981
貸倒引当金	△840	自己株式	△200,362
資 産 合 計	11,046,511	その他の包括利益累計額	75,999
		その他有価証券評価差額金	75,999
		新 株 予 約 権	7,548
		純 資 産 合 計	4,853,556
		負 債 純 資 産 合 計	11,046,511

連結損益計算書

(2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		10,595,014	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		302,459	10,897,474
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		8,776,582	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		230,256	9,006,839
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		1,818,432	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		72,202	1,890,634
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価			1,517,001
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価			373,633
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		97,053	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		34,388	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		56,318	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		80,997	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		6,559	275,318
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		19,667	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		26,060	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		11,153	56,881
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価			592,069
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		470	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		167,199	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		124,906	292,576
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		2,755	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		103,315	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		115,180	221,251
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価			663,393
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		426,567	
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価		△172,979	253,587
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価			409,806
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価			—
売上高	完成工事	工業原価	売上高	高価上原価	高価上原価			409,806

連結株主資本等変動計算書

(2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	843,176	803,214	3,091,398	△200,362	4,537,426
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△177,223		△177,223
親会社株主に帰属する 当期純利益			409,806		409,806
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	232,582	－	232,582
当連結会計年度末残高	843,176	803,214	3,323,981	△200,362	4,770,009

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△449,709	△449,709	7,548	4,095,265
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△177,223
親会社株主に帰属する 当期純利益				409,806
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	525,708	525,708		525,708
当連結会計年度変動額合計	525,708	525,708	－	758,291
当連結会計年度末残高	75,999	75,999	7,548	4,853,556

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 5 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社ヒロ・エンジニアリング
3 Dビジュアル株式会社
株式会社矢澤
オダコーポレーション株式会社
株式会社 T O K E N

②連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、オダコーポレーション株式会社および株式会社 T O K E N の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・ 未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～26年

機械、運搬具及び工具器具備品 2年～10年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

のれん 5年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社および連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

当社は株主優待制度による支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

ハ. 工事損失引当金

当社は受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

ニ. 役員賞与引当金

当社は役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ホ. 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ヘ. 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益および費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

当社グループの主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ. プラント解体工事に係る収益

プラント解体工事については、製鉄・電力・ガス・石油等のプラントを有する大手企業が施主であり、その系列の設備工事会社あるいは大手ゼネコン等の民間企業から発注いただき、主にプラント全体の解体トータルマネジメントを請負契約に基づき施工することが履行義務となります。

プラント解体工事に係る収益は、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度（以下「工事進捗率」という。）の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計（以下「工事原価総額」という。）に占める割合に基づいて行っております。また、工事進捗率を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点もしくは顧客の検収が完了した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

ロ. スクラップ（有価物）の販売に係る収益

金属スクラップ等の有価物については、有価物を現場から都度搬出し、スクラップ業者等へ販売することが履行義務となります。有価物の売却収入は取引の性質上、顧客へ移転した財の対価として有価物の搬出先から受け取るものであり有価物に対する支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、有価物を出荷した時点で収益を認識することとしております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度に一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高(未完成工事)	4,230,104千円
--------------	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づく収益を計上しております。計上にあたっては取引価格、工事原価総額および当連結会計年度末における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積っております。また、当連結会計年度末における履行義務の充足に係る進捗度についてはインプット法を採用し、当連結会計年度末までに発生した工事原価累計額が予想される工事原価総額に占める割合をもって決算日における進捗度とする方法を採用しております。

工事原価総額は、過去の工事の施工実績を基礎として、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映していますが、外注価格および資機材価格の高騰、手直し等による施工中の追加原価の発生など想定外の事象により工事原価総額が増加した場合は、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	116,256千円
減損損失	94,752千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなるなど減損の兆候を識別した場合に、資産または資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方が帳簿価額を下回っていると判断される場合には、その差額を減損損失として認識しております。

オダコーポレーション株式会社および株式会社ＴＯＫＥＮに係るのれんについて、今後の事業計画を見直した結果、当初想定されていた収益を下回る見込みとなったため 94,752千円の減損損失を計上しました。

事業計画の算定は、その基礎となる売上高の予測など、重要な仮定や見積りに基づき実施されております。また、使用価値の算定に用いる割引率は、加重平均資本コストを基に算定しております。

これらの見積りの前提条件や仮定に重要な変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において減損の兆候を識別し、減損損失を認識する可能性があります。

投資有価証券（非上場株式）の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式）	499,999千円
---------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となります。また、企業買収により超過収益力を見込んで当該株式の取得を行った場合には、当該超過収益力が見込めなくなった段階で、実質価額が著しく低下したとして評価損の認識が必要となります。

当社は、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうか、及び超過収益力の毀損が生じているか否か又は生じる見込みであるか否かの観点で、入手可能な直近事業年度の業績及び翌事業年度以降の事業計画等を勘案し、実質価額の回復可能性及び超過収益力の棄損の有無を判定しております。

市場環境の変化等により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の連結計算書類において、投資有価証券（非上場株式）の評価に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高および契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	255,448千円
売掛金	35,813 //
完成工事未収入金	1,680,304 //
契約資産	3,165,624 //

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 10,292千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
岡山県岡山市北区	－	のれん	94,752千円
千葉県千葉市美浜区	－	その他	8,562千円

当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別に資産のグルーピングを行っております。

オダコーポレーション株式会社および株式会社T O K E Nに係るのれんについては、事業環境の変化を踏まえ、今後の事業計画を見直した結果、当初想定されていた収益を下回る見込みとなったため、減損の兆候があると判断しました。このため、割引前将来キャッシュ・フローを見積もり、減損損失の認識要否を検討したところ、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5.8%で割引いて算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	8,990,200株	－株	－株	8,990,200株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	129,035株	－株	－株	129,035株

(3) 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年 度末残高 （千円）
			当連結会計年 度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
当社 （親会社）	第10回新株予約権	普通株式	510,000	－	－	510,000	7,548
合計		－	510,000	－	－	510,000	7,548

（注）第10回新株予約権については当連結会計年度に変動ありません。

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024 年 3 月 8 日 取 締 役 会	普通株式	88,611	10	2024年 1月31日	2024年 4 月 9 日
2024 年 9 月 9 日 取 締 役 会	普通株式	88,611	10	2024年 7月31日	2024年10月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年 3 月12日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	88,611	10	2025年 1月31日	2025年 4 月 8 日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは主に設備投資および運転資本としての資金の調達を目的として、銀行等金融機関から借入により資金を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式を取得および保有することを原則としており、売買差益を獲得する目的や投機目的のための運用は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に取引先を中心とした株式であり、価格変動のリスクを有しております。

営業債務である工事未払金等は、全て1年以内の支払期日であります。工事未払金等、長期借入金 は流動性リスクを有しております。また、長期借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき企画部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性のリスクを管理しております。

ハ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、定期的に株式の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の末日の連結決算日現在における営業債権のうち68.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券 その他有価証券	2,903,448	2,903,448	－
資 産 計	2,903,448	2,903,448	－
② 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	702,104	677,015	25,088
③ 社 債	50,000	49,433	566
負 債 計	752,104	726,448	25,655

(注) 1. 現金及び預金、受取手形・完成工事未収入金及び契約資産等、工事未払金等、短期借入金（ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く）、未払法人税等については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

2. 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額499,999千円)は「その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 長期借入金、社債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	79,260	464,052	63,756	56,716	22,216	16,104
社債	50,000	—	—	—	—	—
合 計	129,260	464,052	63,756	56,716	22,216	16,104

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品および金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	2,903,448	—	—	2,903,448
資産計	2,903,448	—	—	2,903,448

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品および金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	677,015	—	677,015
社債	—	49,433	—	49,433
負債計	—	726,448	—	726,448

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

② 長期借入金、社債

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。なお、1 年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
解体・メンテナンス事業	10,595,014
電力関係	2,940,481
製鉄関係	2,399,051
石油、化学関係	3,690,065
ガスタンク関係	161,872
3D	141,539
環境関連	462,932
その他	799,071
その他事業	302,459
顧客との契約から生じる収益	10,897,474
その他の収益	—
外部顧客への売上高	10,897,474

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(2) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債の期首および期末残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,510,301
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,680,304
契約資産(期首残高)	3,137,721
契約資産(期末残高)	3,165,624
契約負債(期首残高)	8,348
契約負債(期末残高)	10,292

契約資産は、収益が一定期間にわたり認識される工事請負契約に関して、工事請負契約目的物の完成引渡の実施等、契約に定められた履行義務を完全に充足していない工事について一定の期間にわたり認識した収益の対価に対する権利に関するものであり、履行義務が完全に充足された時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、収益が一定期間にわたり認識される工事請負契約に関する未成工事受入金等前受金であり収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債期首残高は、主に当連結会計年度の収益として認識しております。

② 当期末時点で未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（または部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末現在で4,436,369千円です。当該履行義務は、建設事業における工事契約によるものであり、期末日後1年以内に約44%、2年以内に約37%、3年以内に17%、残り2%が4年以内に収益として認識されると見込んでいます。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 546円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円25銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式交付による資産管理会社の子会社化について)

当社は、2025年3月12日開催の当社取締役会において、2025年4月15日を効力発生日として、当社を株式交付親会社とし、TERRA・ESHINO株式会社（以下、「テラエシノ」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下、「本株式交付」といいます。）を行うことを決議いたしました。

1 本株式交付の概要

(1) 株式交付子会社の名称および事業の内容

株式交付子会社の名称	TERRA・ESHINO株式会社
事業の内容	不動産の売買、賃貸、管理、仲介及びコンサルティング等

(2) 本株式交付の目的

今回、当社の筆頭株主である非上場会社のテラエシノ（保有する当社株式 1,440千株、議決権割合16.26%）は、当該株主構成によって当社の経営の安定性確保に寄与してきた一方、テラエシノの株主が創業家の複数人により所有されていることから、当社株式の機動的な流動性が相対的に制限されている状況となっている事を踏まえ、株式の流動性を改善する手段として、当社は、テラエシノを子会社とする本株式交付を実施することといたしました。

本株式交付により、テラエシノにより保有されていた当社株式を、本株式交付に応じるテラエシノの株主である創業家各人が直接株式を保有することにより、固定的な主要株主（法人）が減少することによって、当社株式における流動性向上の可能性が高まります。現時点においては創業家各人より売却の意向はありませんが、今後、当社より創業家各人と協議を行うことにより、当社の経営環境に応じた株主構成のためのコーポレートアクション等に対して、柔軟性と機動性の向上が図られます。加えて、当社株式を創業家各人が直接保有することにより、当社の株主構成の透明性が向上し、当社のガバナンスに対する姿勢に対して、株主の皆様の理解がより一層強まるものと考えております。また、本株式交付は、当社の子会社となるテラエシノの株式を対価とし、当社株式のみを交付することから、資金調達に関する負担がなく、現金の流出もございません。このような観点から、本株式交付は、当社の株主構成の透明性を改善し、中長期的に株主価値の向上に資するものであり、もっとも望ましい手段であると考えております。

なお、本株式交付実施後は、当社を存続会社、テラエシノを消滅会社とする合併を行う予定です。当該合併は、本株式交付の完了後、当社子会社となったテラエシノの保有する当社株式について、相当な時期の処分が求められる（会社法第135条第3項）ことに対応するものです。また、さらなる企業価値向上に向け、当該自己株式の消却についても検討しております。なお、今回の一連の行為自体では流通株式数に与える影響はほとんどありませんが、結果として、当社の自己株式等を除く発行済株式総数は若干減少(※1)する見込みであります。

(※1)株式数の推移（概算値）

	株式交付前	株式交付後（概算）	合併後（概算）
発行済株式数	8,990,200株	10,227,200株(※2)	8,727,200株(※2)
自己株式	129,035株	129,035株	129,035株
子会社保有株式 (相互保有株式)	－株	1,440,000株	－株

(※2) 上記数値は概算値であり、テラエシノ株主からの応募状況等により変動する可能性があります。

(3) 本株式交付の日程

株式交付計画承認の取締役会決議日	2025年3月12日
株式交付子会社の株式譲渡の申込期日	2025年4月14日（予定）
株式交付の予定日（効力発生日）	2025年4月15日（予定）

(4) 本株式交付の方式

本株式交付は、当社を株式交付親会社、テラエシノを株式交付子会社とするものです。

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

100.0%（予定）

(7) 株式交付に係る割当の内容

当社は、テラエシノの普通株式1株に対して、当社の普通株式12.370株を割当て交付いたします。また、テラエシノのA種株式1株に対して、当社の普通株式を12.370株割当て交付いたします。

なお、当社が本株式交付によりテラエシノの株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式です。なお、当社が譲り受けるテラエシノの株式の数の下限は、普通株式7株、A種株式66,660株とします。当社

が当該下限の株式数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は824,670株となり、2025年1月31日時点における当社の発行済株式総数8,990,200株に対する割合は9.2%となります。

会社名	当社 (株式交付親会社)	テラエシノ (株式交付子会社)
本株式交付比率	1	普通株式 12.370 A種株式 12.370
本株式交付により 交付する株式数	当社普通株式の数：1,237,000株（予定）	

(注) 1 単元未満株式の取扱い

本株式交付により、1 単元（100株）未満の当社の普通株式（以下、「単元未満株式」といいます。）の割当てを受けるテラエシノの株主は、その保有する単元未満株式を東京証券取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなるテラエシノの株主は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(注) 2 1 株に満たない端数の処理

本株式交付に伴い、当社株式 1 株に満たない端数の割当てを受けるテラエシノの株主に対しては、当社は会社法第234条その他関連法令の定めに従い、その端数の合計数に相当する当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

（譲渡制限付株式報酬制度の導入および役員退職慰労金制度の廃止について）

当社は、2025年3月12日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入及び役員退職慰労金制度の廃止を決議し、本制度及び役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給に関する議案（以下、「本議案」という。）を2025年4月24日開催予定の当社第52期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

詳細につきましては、下記をご参照ください。

1. 本制度の導入目的等

（1）本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

（２）本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件いたします。なお、2023年4月27日開催の当社第50期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

２．本制度の概要

（１）譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（３）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

（２）譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数32,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

（３）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役、執行役員及

び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役が割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社及び当社子会社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社及び当社子会社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社及び当社子会社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員（委任型執行役員を除く）及び当社子会社の代表取締役（当社グループ内で従業員として兼務する者を除く）に対し、割り当てる予定です。

3. 役員退職慰労金制度の廃止

（１）廃止の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、取締役を対象とした役員退職慰労金

制度を廃止することといたしました。

（２）廃止日

上記２.の本制度に関する議案が本株主総会において承認可決されることを条件として、本株主総会終結の時をもって廃止することといたします。

（３）廃止に伴う打ち切り支給

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する予定の取締役につきましては、本株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を各取締役の退任時に打ち切り支給することといたします。取締役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、本株主総会に付議いたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労金引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

計算書類

貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,880,488	流動負債	4,981,067
現金預金	643,688	工事未払金	1,080,860
受取手形	226,396	短期借入金	3,000,000
完成工事未収入金及び契約資産	4,665,477	1年内返済予定の長期借入金	15,000
売掛金	3,926	未払金	300,512
未成工事支出金	60,183	未払費用	61,114
貯蔵品	6,129	未払法人税等	369,517
前払費用	53,590	契約負債	9,379
その他	274,424	預り金	3,637
貸倒引当金	△53,326	前受収益	2,965
固定資産	4,622,655	工事損失引当金	1,733
有形固定資産	299,397	株主優待引当金	70,908
建物	162,473	未払消費税等	65,437
構築物	10,391	固定負債	661,391
機械及び装置	34,479	長期末払金	3,090
車両運搬具	24,988	長期借入金	400,000
工具、器具及び備品	117,597	退職給付引当金	76,857
土地	165,745	役員退職慰労引当金	14,034
建設仮勘定	463	繰延税金負債	160,356
減価償却累計額	△216,741	その他	7,052
無形固定資産	5,906	負債合計	5,642,459
ソフトウェア	5,500	(純資産の部)	
その他	405	株主資本	4,777,676
投資その他の資産	4,317,352	資本金	843,176
投資有価証券	3,401,693	資本剰余金	804,146
関係会社株式	865,391	資本準備金	804,146
出資金	20	利益剰余金	3,330,717
長期前払費用	919	利益準備金	200
その他	50,167	その他利益剰余金	3,330,517
貸倒引当金	△840	繰越利益剰余金	3,330,517
資産合計	10,503,144	自己株式	△200,362
		評価・換算差額等	75,460
		その他有価証券評価差額金	75,460
		新株予約権	7,548
		純資産合計	4,860,685
		負債及び純資産合計	10,503,144

損益計算書

(2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額	
売上高	完成工事	工業原価	高価上高				9,038,272	9,069,785
売上高	完成工事	工業原価	高価上高				31,513	
売上高	完成工事	工業原価	高価上高				7,533,350	7,552,816
売上高	完成工事	工業原価	高価上高				19,466	
売上高	完成工事	工業原価	高価上高				1,504,921	1,516,968
売上高	完成工事	工業原価	高価上高				12,046	
販売費	営業費	一般管理費	総務費	総務費	総務費	総務費		1,006,799
営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益		510,169
営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	96,998	152,263
営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	34,628	
営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	20,637	
営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用		
営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	17,089	102,182
営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	26,060	
営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	10,190	
営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	48,841	
特別利益	特別利益	特別利益	特別利益	特別利益	特別利益	特別利益		560,250
特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	352	292,458
特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	167,199	
特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	124,906	
特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	44,999	160,180
特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	115,180	
税金引当	法人税、住民税	前期純利益	税金引当	税金引当	税金引当	税金引当	386,338	692,528
税金引当	法人税、住民税	前期純利益	税金引当	税金引当	税金引当	税金引当	△193,196	193,142
税金引当	法人税、住民税	前期純利益	税金引当	税金引当	税金引当	税金引当		499,385

株主資本等変動計算書

(2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	843,176	804,146	804,146	200	3,008,354	3,008,554	△200,362	4,455,514
当期変動額								
剰余金の配当					△177,223	△177,223		△177,223
当期純利益					499,385	499,385		499,385
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	322,162	322,162	－	322,162
当期末残高	843,176	804,146	804,146	200	3,330,517	3,330,717	△200,362	4,777,676

	評価・ 換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金		
当期首残高	△450,334	7,548	4,012,728
当期変動額			
剰余金の配当			△177,223
当期純利益			499,385
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	525,794		525,794
当期変動額合計	525,794	－	847,956
当期末残高	75,460	7,548	4,860,685

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① その他有価証券	
・ 市場価格のない株式等 以外のもの	事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定）
・ 市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
② 関係会社株式	移動平均法による原価法
③ 棚卸資産	
・ 未成工事支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により 算定）
・ 貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方 法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	
	定率法によっております。 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016 年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物	10年～26年
構築物	10年
機械及び装置	5年～8年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～10年
② 無形固定資産	
・ 自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 株主優待引当金 | 株主優待制度による支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| ④ 工事損失引当金 | 当社は受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。 |
| ⑤ 役員賞与引当金 | 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| ⑥ 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| ⑦ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 |

(4) 重要な収益および費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

工事契約に関して、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、インプット法を採用し、発生した工事原価累計額が予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

当社の主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ. プラント解体工事に係る収益

プラント解体工事については、製鉄・電力・ガス・石油等のプラントを有する大手企業が施主であり、その系列の設備工事会社あるいは大手ゼネコン等の民間企業から発注いただき、主にプラント全体の解体トータルマネジメントを請負契約に基づき施工することが履行義務となります。

プラント解体工事に係る収益は、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度（以下「工事進捗率」という。）の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計（以下「工事原価総額」という。）に占める割合に基づいて行っております。また、工事進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点もしくは顧客の検収が完了した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

ロ. スクラップ（有価物）の販売に係る収益

金属スクラップ等の有価物については、有価物を現場から都度搬出し、スクラップ業者等へ販売することが履行義務となります。有価物の売却収入は取引の性質上、顧客へ移転した財の対価として有価物の搬出先から受け取るものであり有価物に対する支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、有価物を出荷した時点で収益を認識することとしております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度に一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益および費用

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高(未完成工事)	4,148,844千円
--------------	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（「2. 会計上の見積りに関する注記」）に記載した内容と同一であります。

投資有価証券（非上場株式）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式）	499,999千円
---------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となります。また、企業買収により超過収益力を見込んで当該株式の取得を行った場合には、当該超過収益力が見込めなくなった段階で、実質価額が著しく低下したとして評価損の認識が必要となります。

当社は、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうか、及び超過収益力の毀損が生じているか否か又は生じる見込みであるか否かの観点で、入手可能な直近事業年度の業績及び翌事業年度以降の事業計画等を勘案し、実質価額の回復可能性及び超過収益力の棄損の有無を判定しております。

市場環境の変化等により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、投資有価証券（非上場株式）の評価に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権	98,189千円
関係会社に対する金銭債務	11,980千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引および営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	1,736千円
営業取引（支出分）	47,702千円
営業取引以外の取引高（収入分）	9,340千円
営業取引以外の取引高（支出分）	6,100千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および数

普通株式	129,035株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
従業員賞与	46,261千円
役員賞与	4,581千円
事業税	21,349千円
法定福利費	7,043千円
税務売上認識	1,083千円
役員退職慰労引当金	4,297千円
退職給付引当金	24,480千円
株主優待引当金	21,712千円
研究開発費	13,418千円
工事損失引当金	530千円
貸倒引当金	16,328千円
子会社株式評価損	21,873千円
その他	2,112千円
繰延税金資産 小計	185,072千円
評価性引当額	△22,744千円
繰延税金資産 合計	162,328千円
繰延税金負債	
企業結合における交換利益	289,381千円
その他有価証券評価差額金	33,303千円
繰延税金負債 合計	322,684千円
繰延税金負債の純額	160,356千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.18%
住民税均等割	1.09%
受取配当金	△0.86%
評価性引当額の増減	1.98%
法人税等税額控除	△7.20%
その他	△0.91%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.89%

7. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の 名 称	所 在 地	資 本 金 (千 円)	事業の内容 または職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との 関 係	取引内容	取引金額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
役員およびその 近親者が議決権 の過半数を所有 している会社等	TERRA・ ESHINO 株式会社	東 京 都 中 央 区	100	投資事業	被 所 有 直 接 13.58	建物の賃借 役員の兼任	建物の賃借	50,727	流動資産 「その他」	4,650

- (注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
賃借料については、近隣の家賃等を参考に一般取引と同様に決定しております。
3. T E R R A ・ E S H I N O 株式会社は、当社代表取締役会長 吉野 佳秀が議決権の60%を直接保有しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表（「7. 収益認識に関する注記」）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 547円69銭
- (2) 1株当たり当期純利益 56円36銭

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表（「9. 重要な後発事象に関する注記」）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

ベストテラ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所
指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁
業務執行社員

〈連結計算書類監査〉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベストテラ株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベストテラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

ベステラ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所
指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁
業務執行社員

〈計算書類等監査〉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベステラ株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、監査実施計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月21日

ベステラ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	込山 雅弘	㊞
---------	-------	---

監査等委員	村松 高男	㊞
-------	-------	---

監査等委員	福島 保	㊞
-------	------	---

(注) 監査等委員 込山雅弘、村松高男及び福島保は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 亀戸文化センター カメラホール
東京都江東区亀戸二丁目19番1号 TEL (03) 5626-2121

交通 J R | 総武線
東武鉄道 | 東武亀戸線

亀戸駅より徒歩約2分



※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

<お知らせ>

株主総会に出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染症予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。株主総会会場において、スタッフはマスク着用など、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。